

社会福祉法人十日町福祉会障がい者地域生活支援センターあおぞら運営規程
(指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業)

制定日:平成24年 5月29日
最終改定日:令和 7年 4月 1日

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人十日町福祉会が設置する障がい者地域生活支援センターあおぞら(以下「事業所」という。)において実施する指定特定相談支援事業及び障害児相談支援事業(以下「指定特定相談支援事業等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援(以下「指定計画相談支援等」という。)の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の従業者は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 事業所の従業者は、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。
 - 5 事業所の従業者は、自らその提供する指定計画相談支援等の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 障がい者地域生活支援センターあおぞら
- (2) 所在地 新潟県十日町市高田町3丁目南442番地 十日町市医療福祉総合センター内2階
(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤兼務)

管理者は、職員の管理、指定計画相談支援等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている特定相談支援事業等の実施に関し、従業者に対し事業の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 相談支援専門員 3人以上(常勤)

相談支援専門員は、利用者等の日常生活全般に関する相談業務、及びサービス等利用計画の作成に関する次の業務を行う。

- ア アセスメントを実施すること
- イ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成すること
- ウ サービス等利用計画を利用者等に交付し同意を得ること
- エ モニタリングを実施すること
- オ その他必要な相談および援助

- (3) 相談員等 1人以上(常勤)

相談支援専門員を補助するとともに、利用者の権利擁護や生活等の支援を各関係機関と連携をとり行うものとする。

(事業所の営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 年末年始(12月31日から1月3日)及び祝祭日を除く月曜日から土曜日とする。ただし、必要に応じて休日に営業する場合がある。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) 上記営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定計画相談支援等の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者からの日常生活全般に関する相談に応じること
- (2) 利用者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施すること
- (3) 地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供すること
- (4) 利用者等の居室等を訪問し、面接によるアセスメントを実施すること
- (5) サービス等利用計画案及び障碍児支援計画利用計画案等（以下「サービス等利用計画案等」という。）を作成すること
- (6) サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案等の内容について意見を聴取すること
- (7) サービス等利用計画案を利用者等に説明し、文書により同意を得ること
- (8) サービス等利用計画等を利用者及び利用サービス等の担当者に交付するとともに、市町村に写しを提供すること
- (9) モニタリングに当たっては、利用者の居室等を訪問し、サービス等利用計画等の実施状況の把握を行うこと
- (10) 必要に応じ、サービス等利用計画等の変更を行うこと

(支給決定障害者等から受領する費用の額等)

第7条 事業所は、指定計画相談支援等を提供している計画作成対象障害者等が当該指定計画相談支援等と同一の月に受けた指定障害福祉サービスについて法第29条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、当該事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、計画作成対象障害者等及び当該計画作成対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(計画相談支援支給給付費等の額に係る通知等)

第8条 事業者は、法定代理受領により市町村から計画相談支援給付費等の支給を受けた場合は、計画作成対象障害者等に対し、当該計画作成対象障害者に係る計画相談支援給付費等の額を通知するものとする。

2 事業者は、第9条1項の法定代理受領を行わない指定計画相談支援等に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定計画相談支援等の内容、費用の額そのほか必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画作成対象障害者等に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、十日町市、津南町の地域とする。

2 必要に応じて通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(事業の主たる対象者とする障害の種類)

第10条 事業所において指定特定計画相談支援等を提供する主たる対象の種別は設けないこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備

- (4) 虐待の未然防止、早期発見につなげるための関係機関への連絡
- (5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (6) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(苦情解決)

第12条 事業所は、その提供した指定計画相談支援等に対する利用者等またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第10条第1項または児童福祉法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令または当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等またはその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第51条の27第2項または児童福祉法第24条の34第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令または当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等またはその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は市町村または市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を市町村または市町村長に報告するものとする。
- 6 事業所は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力するものとする。

(研修)

第13条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

- (1) 採用時研修 3ヶ月毎の4期に分けて、年4回程度実施。
- (2) 継続研修 年2回以上

(秘密保持等)

第14条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 他の特定相談支援事業者等や障害福祉サービス事業者、その他の関係機関に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(サービス提供の記録)

第15条 指定計画相談支援等の提供に関する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整に関する記録、個々の障害者等ごとに記載した相談支援台帳等の記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合は、市町村及び当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録するものとする。
- 3 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(事業継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第18条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、職員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（重要事項の掲示）

第19条 事業所見やすい場所に、運営規定の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

（暴力団等の排除）

第20条 事業所は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）

第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

（その他運営に関する重要事項）

第21条 事業所は十日町市により地域生活支援拠点等（法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点をいう。以下同じ）として以下の機能を担う。

（1）相談

緊急時における支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握して登録し、当該世帯に対して常時の連絡体制を確保して、障害者等の障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 第3条に規定する事業所の所在地は、令和7年5月1日から施行する。